

日本における労働市場・労働力移動

井口 泰

1 はじめに

—悪化する雇用失業情勢と「多文化共生」の危機

わが国は、2009年10月現在も、アメリカの金融危機を発端とする世界経済危機の真ただ中にある。2008年秋以降、国内・地域における雇用情勢の悪化と国際労働力移動の逆流の動きは続いている。

2008年9月のリーマン・ブラザーズ破たん後、東京及びその周辺でも、証券マンやIT技術者の雇用不安が高まったことは記憶に新しい。その2ヶ月後に製造業を襲った輸出の大幅減少のインパクトは衝撃的であった。事態は、急速な円高でさらに深刻になっているⁱ。

今世紀になって産業の「国内回帰」の傾向が強まり、愛知県、三重県など中部地方の諸都市で外需依存を背景に地域経済が活性化したⁱⁱ。このため、当該地域・産業の生産と雇用が、今回の危機の最大の影響を受ける結果となった。

厚生労働省の調べでは、2009年12月末までに日本人を中心に24万人以上が「雇い止め」や「派遣切り」の結果、雇用の場を失うものと推定される。2009年3月以降、雇用調整助成金の支給金額が激増し、4月以降、200万人以上が対象となった。6月に入り、正社員の解雇も増加しはじめた。「労働力調査」（同年9月）では、事業主都合による失業者は100万人を超え、完全失業者は、340万人台、完全失業率は5.3%

表1 1990年以降の外国人労働者数（特別永住者を除く）の推移（推計）

		1990	1995	2000	2004	2005	2006	2007
就労目的の在留資格保持者		67,983	125,726	154,748	192,124	180,465	171,781	193,785
技能実習生など		3,260	6,558	29,749	63,310	87,324	97,476	104,488
留学就学生の資格外活動		10,935	32,366	59,435	106,406	96,959	103,595	104,671
日系人労働者		71,803	193,748	220,844	231,393	239,259	241,325	239,409
不法就労	不法残留者	106,497	284,744	219,418	193,745	207,299	193,745	49,785
	資格外活動者	—	—	—	—	—	—	—
一般永住者		—	17,412	39,154	101,904	113,899	128,441	143,184
合計		260,000+ α	620,000+ α	750,000+ α	900,000+ α	920,000+ α	930,000+ α	930,000+ α

出所：厚生労働省推計及び筆者（2007年12月）推計

となった。

製造業の「国内回帰」が顕著であった地域では、派遣・請負業に雇用される有期限雇用の労働者も多く、雇用契約の解除と同時に社宅等から退去を迫られ雇用問題が住宅問題を含む生活不安に拡大した。

この問題は、2007年の推定で94万人が就労する外国人労働者のうち、日系人労働者など、非正規就労の外国人労働者については、さらに深刻である（表1）。外国人労働者である親の収入の低下に伴い、外国人学校に通う子どもが急減し、不就学の子どもの増加している。

非正規労働の外国人労働者は、雇用保険にすら加入していない者が少なくないが、加入していた場合も、順次、受給期間の終了を迎えつつある。外国人労働者の場合、再就職できるのは日本語能力が一定以上ある場合に限られる。緊急雇用対策で実施される職業訓練を受講すれば、月10万円（扶養者は12万円）が支給されるが、就労に必要な日本語能力が十分でないために、訓練への参加の道も閉ざされる。個別の市町村データでは、生活保護を受給する外国人の増加が確認されており、生活保護を受けずに、南米日系人向けの帰国支援金を受給して帰国する者は、厚生労働省によれば、2009年9月時点で9千人以上（希望者は、1万1千人以上）となった。自発的な帰国者と併せれば、概ね3万人以上がすでに帰国した可能性もある。

こうした外国人の雇用問題の深刻化は、「多文化共生」を掲げて、地域活性化を進めてきた

自治体にとって大きな危機である。「多文化共生」が、景気の良い時に、外国人労働者を安易に受入れる口実になっていたとか、「多文化共生」は実現が容易ではないのに、容易であるかのような幻想を振りまいたかのような批判にも直面している。外国人が集住する団地などの自治会が、これ以上の外国人の集住を拒否する例もあり、地域・自治体の対応が問われている。幸い、緊急経済対策の発動で、法令によらない予算措置とはいえ、外国人雇用対策が大幅に拡充され、例えば、日系人の就労準備研修では、外国人が職業に必要な日本語の研修を受ける事業が初めて実施され、一定の効果を上げているⁱⁱⁱ。

今こそ、「多文化共生」を掲げる自治体は、地域でハローワークなど国の出先機関と効果的な協力関係を拡大し、派遣・請負事業に丸抱えされた状態ではなく、健康保険や雇用保険への加入を進め、地域社会に外国人を含めたセーフティネットを再構築する必要がある。いずれにせよ、多くの自治体は法人事業税などの税収が大幅に減少するなか、生活保護費など支出が急増し、厳しい状況におかれている。

2 長期的にみた 日本をめぐる人の移動

2009年は、日本が欧米諸国に門戸を開き、国際化に踏み出して150年の記念すべき年であった。特に、横浜は欧米への新たな玄関とな

り、これとともに、欧米人とともに、中国人やインド人（当時は英国王臣民）などアジア系の人々が多く来日し、コミュニティを形成した(表2)。

その後、1923年の関東大震災や、1937年の日中戦争の勃発、1941年の太平洋戦争への突入などのごとに、わが国国内の外国人コミュニティは、経済的及び社会的な困難に直面して崩壊の危機に瀕したが、その都度、アジア諸国との貿易関係などを基盤にして復興した。1950年代以降、日本人自身の生活水準の改善に伴い、横浜市や神戸市などでは、中華街や南京町が生活文化の一部として根を下ろして発展を遂げ、現在に至っている。

戦前の時期に、わが国に生じた最も大規模な人の移動は、1930年代の朝鮮半島南部から、大阪市を中心とする関西地域への人の移動である。これは、当時の植民地であった朝鮮半



PROFILE

井口 泰
(いぐち やすし)
関西学院大学経済学部教授、同・少
子経済研究センター長
専門：労働経済学、国際経済学及び
migration study

島から宗主国であった日本の本土への移動であって、その実態は、経済的困窮を背景とする出稼ぎ労働者が主体であった。しかも、出稼ぎが次第に定住に変化していった。当時の大阪市では、朝鮮籍住民が不安定な雇用形態で低賃金労働に従事し、その子どもたちは、日本語能力の不足から不就学となる率が非常に高かった。こうした点も、現在の南米日系人と類似する点が少なくない^{iv}。

戦後、サンフランシスコ講和条約により、旧植民地出身者は、自動的に日本国籍を失うこと

表2 日本における外国人人口の長期的推移（国勢調査；単位千人；1920～2005年）

	計	在日韓国・朝鮮人	中国人	フィリピン人	タイ人	英国人	米国人	ブラジル人	ペルー人	その他
1920	78	40	24			4	4	0.1	0.1	5
1930	477	419	44			3	4	0.3	0.2	8
1940	1,304	1,241	45	0.8		2	5	0.6	0.3	10
1950	530	464	40			0.9	5			19
1960	579	515	41			1	11			8
1970	605	520	44			-	17			22
1980	667	558	44			-	19			30
1990	886	568	109	36	7	6	33	42	6	78
2000	1,310	529	253	93	24	10	39	188	33	125
2005	1,556	466	347	124	26	10	37	214	40	251

資料出所：総務省統計局『国勢調査』に基づき筆者作成。

注) 国勢調査によって把握可能な外国人は、法務省の在留統計で把握される人数よりも常に少ない。

になったため、当時の日本においては、国内に居住する外国人とは、ほぼ在日朝鮮・韓国人のことを意味した。

高度成長期に、労働力不足感の高まりから、外国人労働者受け入れ論議が高まったものの、高齢者や女性の就労機会へ悪影響が懸念されたため、受け入れは行われなかった。

1980年代半ばの「プラザ合意」後の急速な円高のなかで、フィリピン人労働者などのいわゆる「じゃば行きさん」が増加し、南米経済危機を背景に、日系人の日本国内での就労が次第に増加した。また、バブル経済のもとで、ビザ免除の取決めのある中東や南アジア諸国から観光客として入国し、国内で不法就労する者が急増した。

1988年に、日本の外国人労働者受入れに関する基本方針（閣議決定）は、「いわゆる単純労働者」は受け入れず、「専門的・技術的分野」の外国人は「可能な限り」（1999年の閣議決定では、「積極的に」）受け入れることとされた。これに沿って、出入国管理及び難民認定法が改正され1990年6月に施行された。その際、日系三世まで、単独で在留資格を取得し、日本に入国して活動を行うことができるようになる。1990年にバブル経済は崩壊したものの、労働需要のバブルは数年残る。バブル崩壊後の経済の低迷のなかで、非正規雇用が次第に増加し、日系人の雇用も不安定になっていった。

2001年の中国の世界貿易機関加盟後、中国経済の高度成長に牽引され、国内でも、製造業

の「国内回帰」現象が顕著になり、特に、派遣・請負事業者に雇用される外国人労働者が増加した。その人たちが、2008年の世界経済危機の影響を受けることになったのである。

現在でも、高度人材とよばれる外国人を含めて、就労目的の在留資格で就労する外国人は、特別永住者を除く外国人労働者全体の2割に過ぎない。就労以外の目的で、合法的に国内に滞在・就労する外国人が多い。これらの外国人に対する日本語講習や教育訓練の制度的インフラ不足が、政府方針の考え方に反して、不熟練外国人の多数就労する実態を生み出している。

3 わが国における外国人労働力受入れの経済効果

昨近の雇用危機のなかで、外国人受け入れの経済効果について、事実に基づいた認識をもつ必要性は高まってきた。それは、失業増加が外国人増加の結果であるとの偏見が、外国人に対する差別を助長しかねないことから一層重要である。

マクロの「成長会計」の手法で、移民・外国人労働者受け入れの影響を計測した結果は、移民受け入れが経済成長率に貢献するという結果がほとんどである。こうした結果は、外国人受け入れが、国内賃金や生産性に悪影響を与えていないという条件が確保されることによって得られる。ただし、日本の場合、外国人の純流

入の規模は非常に小さく、このような手法では、経済的影響は誤差の範囲にしかない。

本当に問われねばならないのは、人口減少下で、資本投入や技術進歩だけで、必要な成長率を達成できるかどうかという問題である。同時に、推計の結果を、単に移民受入れの正当化だけのために利用すべきではないはずである。

現実には、人材が流入したから、経済成長率が上昇したという因果関係より、経済成長の結果、雇用が増加し、国外の人材が流入したという例が少なくない。大事なことは、雇用創出ができない国は、国外から新たな人材を受け入れられないことである。

ミクロ経済学的には、外国人の受入れが、①賃金水準を低下させることがないか、②外国人雇用が自国人雇用へ代替する結果にならないかという点が、外国人労働者の受け入れにおいて、常に争点になる。ただし、企業のマイクロデータを使用する場合、人口減少、デフレなどのマクロ経済学的要因は考慮されないため、分

析結果の解釈には、十分な注意が必要である。

外国人労働者政策が、労働市場の分析を行うことなく、進められているかのような批判は当たらない^v。2000年のデータを用い、日本人の人口・労働力構造と、技能実習生やブラジル人の分布の関係を、相関分析で検証したところ、①15～24歳層の比率が低いほど、技能実習生の数が多い、②50歳以上の高齢者及び25歳以上50歳未満の女性の労働力率が高い地域で、ブラジル人数が多いことがわかった(表3)。これによって、技能実習生は、若年労働力の流出した地域に多く就労していること、高齢者や女性の就労が進んでいる地域でブラジル人の就労が多いことなどが推論できる。あるいは、外国人雇用は、日本人の女性や高齢者の雇用にとって代わっているとはいえ、相互促進的になっているという関係があるのに対し、技能実習生は、若年人口の流出地域で、拡大したミスマッチを埋める機能を担っていると考えられる。

表3 外国人人口と日本人雇用・労働力人口等との間の相関

	若年人口比率	50歳以上の高齢者の労働力人口	50歳以上の雇用者人口	25歳以上の女性労働力人口	25歳以上の女性雇用者人口
外国人合計	0.301**	0.619***	0.699***	0.021	0.321**
特別永住者	0.340**	0.100	0.360**	-0.364**	-0.094
ブラジル日系人	-0.054	0.686***	0.504***	0.410***	0.474***
技能実習生	-0.437***	0.217	-0.040	0.396***	0.215

資料出所：井口 泰 (2009d)

注：相関係数を示す。***は1%水準で有意。**は5%水準で有意。*は10%水準で有意。

表4 日本企業の国内立地選択の決定要因 筆者推計結果

被説明変数	GDP に占める製造業の比率		事業所数		雇用者数	
	労働生産性	0.011***	8.651	-4.032***	-4.117	-50.646***
平均賃金	0.001***	4.049	0.042***	6.088	0.997***	6.223
有効求人倍率	11.958***	7.734	-0.220***	-4.419	-17346.6***	-6.163
外国人研修生	-0.001*	-1.961	2.005***	4.622	44.577***	4.449
ブラジル人	0.001***	4.376	0.211***	7.375	8.718***	13.185
対中直接投資	-0.001***	-4.214	0.359*	1.793	11.798**	2.550
工業用地価格	-0.001***	-10.313	0.038***	7.178	0.542***	4.383
実質実効為替レート	-0.084*	-1.670*	89.710***	2.251	2573.769***	2.798
定数項	9.092	1.312	-18714.529	-3.410	-485605.4***	-3.830
自由度調整済 R2	0.759		0.705		0.764	
サンプル数	282		282		282	

資料出所：井口 泰（2009b）

（注）左列：係数 右列：t値 ***は1%水準で有意。**は5%水準で有意。*は10%水準で有意。

また、2000～2005年の地域における製造業立地の決定要因に関して分析したところ、ブラジル人労働者の労働移動が自由であることを反映し、これら労働者が、労働生産性の高い高賃金の地域に集まっていることがわかった。外国人雇用が低賃金を助長したり、労働生産性を低めている事実は認められない。ただし、技能実習生については、「ローテーション方式」で労働移動が制約され、低生産性、低賃金の産業で受け入れられた時期が長いため、労働生産性が上昇したり、賃金水準が上昇したりする現象は見られない^{vi}（表4）。

4 外国人政策改革の始動

2009年7月に、入管法・住基法改正案が会期

末の参議院で可決成立した。1952年に在日朝鮮・韓国を管理する目的で立法された外国人登録法を廃止して、外国人の住民台帳を創設し、これを、自治体の外国人住民に対する施策の基礎とする改正は、画期的なものである。これは、2006年夏以降、地域において「多文化共生」を掲げた自治体が、国に対する規制改革要望を強めるなか、政府内部で、「在留管理の改革」を中心に、外国人政策改革が始動した成果である。ただし、今後は本台帳を活用し、どのようにして、外国住民の権利の尊重と義務の遂行を実現するかが問われなければならない^{vii}。

そもそも、法務省は、在留カードを導入し、在留管理を「一元化」することを錦の御旗にしてきた。しかし、入管行政のように出先が80か所余、職員が3千人程度の行政機関に、外国

人住民の在留管理を「一元化」することは、法令上の擬制としてはともかく、現実的ではなかった。外国人を雇用する事業所からの雇用状況届は、雇用対策法第28条を根拠に、雇用主がハローワーク（公共職業安定所）に対し行うことになった。外国住民からの転入・転出などの届けは、住民基本台帳法に基づく市町村への届出によって実質的に代行される。こうして、住民基本台帳に外国人住民が統合され、デジタルでオンラインのシステムが形成される。

現実的に考えて、市町村自治体、労働・社会保障、教育行政の出先機関との連携なしに外国人の権利を実現し、義務を履行できる条件を生み出すことはできない。

なお、法施行5年後には、現在外国人登録された不法残留者は住民基本台帳から自動的に削除されることから、衆議院での修正協議で追加された付則に基づき、今後、これら住民の記録の管理について検討されることになる。

また、入管法第20条及び第21条の在留資格の更新・変更に際して、税・社会保険料などの支払状況を確認する措置は、入管のガイドラインに明記された。しかし、経済状況の悪化により、税・保険料の支払が困難な外国人住民も増加しており、関係機関の協力なしには、セーフティネットの実効性を高める措置も限界がある。このように、多文化共生のための制度的インフラの構築は、端緒についたばかりと言えよう^{viii}。

これらに加え、最近、わが国に滞在する外国

人の成人及び子どもたちに日本語学習の機会を保障し、日本に関する基礎知識と権利義務意識を持てるようにすることが最重要課題として浮上している。このため、日本語能力を測定する数段階の標準を早期に確立することは最重要課題となっている。

同時に、法人化が困難な外国人学校に対する支援を行うため、投資促進を目的に支援が可能なインターナショナルスクールの例に倣えば、日本と南米諸国などとの長期的な経済連携を推進する観点からの支援の制度化も構想される。また、教育現場にバイリンガルの教員を少しずつ増やし、その処遇を確保することも重要になっている。

厚生労働省が打ち出した日系人の就労援助施策のなかで、雇用対策として日本語研修が実施されることは重要な前進であったことは、既に述べた。しかし、当分の間、同一の在留資格での再来日を禁止し、南米日系人に帰国奨励金を支給することについては、場合によって、永住権のはく奪にもなりかねないなどの問題を含んでいる^{ix}。

5 外国人行政システムの類型と選択肢^x

わが国の外国人受入れシステムで、合法的な在留資格を得ていながら、どうして、国内で不安定な雇用形態で働き、病気の場合にも健康保険がなかったり、就学年齢の子どもが学校に行

けなかつたり、税金の滞納が生じるなど、多くの問題が生じて、地域・自治体がこれに対処しなければならなくなったのか。その根本的な理由を検討しておく必要がある。

1951年の出入国管理令は、アメリカの移民法（非移民）の影響を受けている。1952年の外国人登録法は、朝鮮戦争を背景に、在日朝鮮人・韓国人の管理を目的とした制度であった。

1990年に施行された改正出入国管理及び難民認定法も、アメリカの1986年及び1990年移民国籍法の改正の影響を強く受けている。特に、事業主に対する罰則の強化や国際競争力許可の観点からの在留資格が整備された。もっとも、

日系人などの受入れ要件の緩和は、むしろ大陸欧州に先例を見ることができる。

近年、外国人行政の仕組が、「多文化共生」に適したものであるかどうか問われている。その際、先進諸国には、大きく分けて、2類型の出入国管理・システムが存在していることを認識する必要がある（表5）。

既に述べた通り、わが国の外国人政策の根幹を成してきた出入国管理政策は、米国の移民・国籍法などを基礎とした「アングロ・サクソン型」の制度である。本制度では、国境における外国人の出入りの管理に重点がおかれ、政策的必要性のある場合に限り、国内に居住する外国

表5 主要国における広義の在留管理システムの比較

	出入国管理	就労	自治体の外国人に対する権限	自治体における登録業務	社会保険・税制面の管理	省庁・自治体の情報共有
アングロ・サクソン型(英・米・日)	在留資格の付与。永住者(米)と特定国籍者の登録(英)。	雇用当局の「労働審査」(米)、「労働許可」(英)。	外国人登録証発行(日)	自国人の選挙人名簿の登録(英・米) 住民登録(日)	社会保険番号(米)、納税者番号(英)、税・保険料の源泉徴収(日)	関係省庁間の契約に基づく情報の融通(英)
大陸欧州型(フランス)	入国資格を審査	就労の許可に関する雇用当局との調整。※	滞在許可の発行(県・移民局)。その際に権利義務関係を審査。	自国人の選挙人名簿の登録。	住民総背番号、ただし、保険料は源泉徴収、税は申告。	県庁内部の出先間で情報の共有。
大陸欧州型(独)	入国資格を審査	就労の許可に関する雇用当局の「同意」。※	滞在許可(市町村の外国人局)。その際に権利義務関係を審査。	自国人及び外国人の住民登録	賃金税番号+税・保険料の源泉徴収。	外国人データベースを通じた省庁・自治体の情報共有
日本の新たな制度改革の構想	在留資格の付与と在留カード発給。	外国人雇用状況届(日)。	入管法第20～22条の要件の事前チェックの機能。	自国人住民登録 外国人住民登録(新規)	税・保険料の源泉徴収+「社会保険番号(又はカード)」導入の可能性。	外国人住民台帳をネットワーク化。省庁・自治体で情報の照会。

資料出所：筆者作成

※独仏では既に滞在許可を有する外国人が申請した場合に限り、追加的な労働許可を発給。

人に対する登録制度を設けることがあるほかは、自治体の役割は限られたものである。

これに対し「大陸欧州型」では、国境における出入国の管理とは別に、市町村や県など、自治体の外国人局、移民局又は外国人警察が、当該地域に居住する外国人に対し「滞在許可」を発給する権限を有している。

大陸欧州諸国では、EUレベルで共通移民政策が次第に強化されるなか、県又は市町村に外国人市民に対する「ワンストップセンター」を設置し、ここで「滞在許可」を発給するのみならず、同時に、就労許可の確認や雇用・労働条件の確保、社会保険加入など、担保などを行うことを目指すようになった。

わが国で就労する外国人の多くは、健康保険など社会保険加入を確認する仕組みがなく、入国時点で付与された在留資格だけで就労は可能である。このことを当たり前にしてきた現在の制度には、基本的な欠陥がある。その結果、健康リスクにさらされたままでも、合法的な就労が可能になるのである。

したがって、日本もそれに属する「アングロ・サクソン型」制度における、外国人の権利確保上の盲点を解消する必要がある。このため、地域・自治体レベルで権利・義務関係を確認する「大陸欧州」型制度に学び、日本独自のシステムを構築するビジョンが不可欠である。

例えば、入管法第20条と21条の在留資格の更新・変更の際に、こうした権利義務関係を確認することは、外国人本人のためにも重要であ

る。もっとも、入管当局ですべて問題を処理することはできない。社会保障行政や労働行政が、非正規雇用者を中心とする保険未加入者の無保険を解消するための工夫をしなければならぬ。しかし、こうした省庁を超えた連携を進めるリーダーシップを発揮するため、外国人政策を全体として企画する組織もない。国が、権利・義務の確保の問題を放置しておき、自治体が是正に努力しても、その効果があがらない。「多文化共生」のためには、「権利の尊重と義務の遂行」を実現するための「制度的インフラ」の整備が不可欠である。

6 外国人技能実習制度改革の課題

外国人雇用の問題を考える際に、無視できないのが、外国人研修制度の存在である。既に、1990年8月に、中小企業の受け入れ要件が緩和され、中小企業団体等を経由する「団体監理型」受け入れが拡大した。1993年4月からは、関係5省庁により「外国人技能実習制度」がスタートし、国際研修協力機構（JITCO）を、その運営のための中核的な団体とした。

「外国人技能実習制度」は、その後も改革されたが、受け入れ人数の拡大傾向が続くなか、制度濫用を予防し、失踪を減らし、制度の持続性を確保するには、適正化指導だけでは限界がある。

2009年7月に成立した改正入管法に盛り込まれた実務研修への労働法適用は、遅きに失した

感をまぬがれない。これに加え、研修・実習生から早期の情報提供を可能にするホットラインの拡充や、研修・実習生が自分の身を守るため、外部講師による「初期研修」の実施などの周辺制度の整備も不可欠である。

特に、経済危機のなかで、外国人研修・技能実習制度においては、研修・実習の途中でこれを中止することを極力さげねばならない。このために、雇用調整助成金の活用を含めた雇用維持の施策を極力実施する必要がある。また、研修・実習が実施できなくなって、研修・実習生を労働力として安価に使ったり、派遣したりすることがないように、監視を強化しなければならない。

また、入管当局には、研修や実習を継続できない場合、柔軟な受入先変更への配慮を、JITCOには、実習生の研修先変更手続きや失業給付受給手続きの円滑化を求めねばならない。中途帰国になった場合、契約不履行に対する賠償についても、現在は何も基準がないものの、これが、国際問題に発展させないためにも、早期のガイドライン化が検討されるべきである。

7 結論

—外国人の労働市場をめぐる緊急課題—

最近、対中輸出の増加や製造業の在庫調整と生産回復の動きが、経済危機克服への期待として高まっている。しかし、雇用水準の悪化はさ

らに続いている。そして、非正規雇用に多く就労する外国人は、十分な日本語能力を持たないために、失業状態からなかなか抜け出せず、次第に日本で生活を維持する手段を失ってきている。

このような事態は「多文化共生」を掲げてきた自治体にとって危機的である。外国人労働者に対して、緊急雇用対策にもかかわらず、セーフティネットが機能していない。地域で、ハローワークなど国の出先機関と市町村など自治体が協力関係を強化するとともに、法制面からも、不安定な非正規雇用者は、かえってカバーされないというセーフティネットを再構築することが必要である。そのためには、非正規労働者について、労働法と社会保障法を整合的に改革し、さらに、外国人について入管法上の措置を組み合わせるなど、その権利保護のため、総合的なアプローチによる改革が求められている。

実際、欧米諸国でも、世界経済危機は雇用に深刻な影響を与えているが、セーフティネットが機能している諸国では、外国人労働者の帰国など、国際的な労働力移動の逆流は小幅におさえられている。

わが国でも、「多文化共生」を掲げる自治体は、外国人市民の協力なしには、地域経済・社会の活性化や持続的な発展は困難だと考えてきた。世界経済危機のなかで、外国人が生活し、就労し、就学するための日本語習学習機会を保障する問題は、ますます大きな課題となっている。

その点からいえば、緊急雇用対策のなかで、

日系人就業準備研修が導入され、わが国の雇用政策のなかで日本語講習が実施されたのは画期的である。しかし、この制度は、予算措置で法的根拠を持たない。危機だからこそ実施できた措置を、今後どのように恒久的な制度に変えていくかも、当面の重要な課題といえよう。また、ハローワークにおけるワンストップセンターをどのように有効に機能させるかも、地域・自治体レベルで、状況に応じた具体的な取り組みが不可欠である。

.....
参照文献：

- 井口 泰 (2009a) 「東アジア経済統合下の産業活性化に向けた新たなイニシアチブー製造業の「国内回帰」の決定要因に関する分析からー」関西学院大学経済学部研究会、『経済学論究』2009年12月(刊行予定)。
- 井口 泰 (2009b) 「改正入管法・住基法と外国人政策の展望」『ジュリスト』No.1386、2009年10月1日、79～84頁。
- 井口 泰 (2009c) 「外国人政策の改革と東アジアの経済統合への貢献：製造業の国内回帰に関する分析と考察」浦田秀次郎・財務省財務総合研究所編『グローバル化と日本経済(第6章)』
- 井口 泰 (2009d) 「外国人政策の改革と新たなアジアの経済連携の展望ー入管政策と統合政策を基盤としてー」『移民政策研究』Vol.1 創刊号・移民政策学会編、現代人文社、18～29頁。
- 井口 泰 (2007) 「動きはじめた外国人政策の改革ー緊急の対応から世紀の構想へ」有斐閣編集『ジュリスト』No.1350、2008.2.15、2～14頁。
- 岩佐和幸 (2005) 「戦前期大阪の都市形成と朝鮮人移民労働者」『歴史と経済』第187号(XLVII-3) 2005年3月、1～11頁。
- 外国人集住都市会議 (2009) 「多文化共生社会をめざして～すべての人が安心して暮らせる地域づくり～」2009年11月26日(外国人集住都市会議おた2009資料)。
- 外国人集住都市会議 (2004) 「豊田宣言」

.....
注

- i 外国人集住都市会議 (2009) を参照。なお、本稿では、外国人集住都市会議 (2004) に基づき、「多文化共生」社会を「日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深める中で、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会」と定義して。以下の議論を進めていく。
- ii 井口 (2009c) を参照。
- iii 外国人集住都市会議 (2009) 特に34～36ページ参照。
- iv 岩佐 (2005) を参照。
- v 井口 (2007) を参照。
- vi 井口 (2009a) を参照。
- vii 井口 (2009b) を参照。
- viii 井口 (2009d) を参照。
- ix 外国人集住都市会議 (2009) 特に、39～40ページ参照。
- x 井口 (2009d) を参照。